

2022年5月31日

各位

会社名 パナソニック ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 楠見 雄規
(コード番号 6752 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 財務・IR部長 和仁古 明
(TEL. 06-6908-1121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第115回定時株主総会で、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入(第11条)

2021年6月に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合に、定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することが可能となりました。

当社では、ライブ配信等も活用しながら物理的な会場を設けて実施する株主総会(いわゆるリアル株主総会)を基本としますが、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や自然災害を含む大規模災害の発生等により、物理的な会場を設けて株主総会を開催することが、株主の皆様の利益に照らしても適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更するものであります。

なお、当該変更にあたり、上記要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入(第16条)

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。これに備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定、および、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設いたします。

また、現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

なお、上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) 責任限定契約の範囲の見直し(第 22 条および第 32 条)

責任限定契約を締結することができる役員等の範囲について、業務執行を行わない取締役および社内監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款を変更するものであります。

なお、現行定款第 22 条第 2 項の変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりです。

(下線:変更部分)

現行定款	変更案
(招集) 第 11 条 (条文の記載省略) (新設)	(招集) 第 11 条 (条文は現行どおり) <u>② 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示 みなし提供)</u> 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第22条 (条文の記載省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第22条 (条文は現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第 32 条 (条文の記載省略)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第1項に定める責任に関し、同法第 425 条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第 32 条 (条文は現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第 423 条第1項に定める責任に関し、同法第 425 条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u></p> <p>① <u>変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会	2022 年 6 月 23 日(予定)
定款変更(第 11 条、第 22 条、第 32 条)の効力発生日	2022 年 6 月 23 日(予定)
定款変更(現行定款第 16 条の削除、変更案第 16 条の新設)の効力発生日	2022 年 9 月 1 日(予定)

以上